

文化財保護法に基づく手続に関する不適切事案について (6月18日公表後の追加判明分)

県が発注した道路工事において、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘に関する手続を行わないまま工事着手していた事案が判明し、本年6月18日に公表しました。公表後、本年度の全事業箇所(対象：792箇所)について、同様事案の有無を調査したところ、現時点で新たに1件の事案が追加判明しましたので報告します。

1. 既公表分(1件)

- 【発注者】出雲県土整備事務所
- 【路線・工区】一般県道 出雲平田線 川跡工区
- 【事業箇所】出雲市大津町～武志町
- 【延長】L=1.0km
- 【事業期間】H21～R3年度
- 【事業内容】歩道整備、現道拡幅
- 【遺跡名】おぎとち 荻桴I遺跡
- 【対応状況】事業箇所を現状保持しており、出雲市教育委員会と対応について協議中



出典：統合型GISを基に作成

2. 追加判明分(1件)

- 【発注者】益田県土整備事務所
- 【地区名】山根丁地区
- 【事業箇所】津和野町後田地内
- 【事業期間】H30～R3年度
- 【事業内容】急傾斜地崩壊対策
工事延長 L=46m
吹付法砕工 A=430 m²
コンクリート張工 V=34 m³
落石防護柵工 L=37m
- 【遺跡名】津和野城下町遺跡
- 【対応状況】本年5月31日に施工完了しており、津和野町教育委員会と対応について協議中



出典：統合型GISを基に作成

3. 事案の発生原因

- ・必要な手続を行ったかどうかを組織的にチェックする体制が不十分であった。

4. 再発防止策

- ・関係法令上必要とされる手続を分かりやすく整理し、設計から工事発注に至るまでの各段階において、必要な手続が行われたかどうかをチェックリスト化し、引継ぎ漏れの防止等を図る
- ・職員への周知徹底とともに、複数の職員で確認する体制を構築
- ・今後発注予定の工事について、以下の取組みを実施
 - i) 設計業務が終了している事業
 - 工事発注予定の前年度に、全ての施工予定箇所の一覧表を作成し、県土整備事務所と文化財部局との間で情報共有を図る
 - ii) 設計業務に今後着手する事業
 - 設計段階において埋蔵文化財の有無を確認することを条件化し、文化財部局との協議結果を設計成果物に添付させる

5. 備考

- ・本年度の全事業箇所（対象：792箇所）のうち416件は、文化財保護法に基づく手続の必要性の有無等について、引き続き、関係市町村の文化財部局と協議中

6. 問い合わせ先

- ・一般県道出雲平田線（川跡工区）について
土木部道路建設課 市川、吾郷 TEL：0852-22-6795
- ・津和野町山根丁地区の急傾斜地崩壊対策について
土木部砂防課 木佐、阿川 TEL：0852-22-6577
- ・遺跡全般について
教育庁文化財課 池淵 TEL：0852-22-5879